第７期定時株主総会ご通知における
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

１．事業報告
- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

２．連結計算書類
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

３．計算書類
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

第７期（平成30年11月１日から令和元年10月31日まで）

株式会社ＧＡ ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.ga-tech.co.jp/ir/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成29年５月12日	平成29年５月12日
新株予約権の数		7,000個	7,465個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 280,000株 (新株予約権１個につき 40株)	普通株式 298,600株 (新株予約権１個につき 40株)
新株予約権の払込金額		１個当たり 140円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 7,160円 (１株当たり 179円)	新株予約権１個当たり 7,160円 (１株当たり 179円)
権利行使期間		平成29年５月26日から 令和９年５月11日まで	令和元年５月16日から 令和９年５月11日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 4,486個 目的となる株式数 179,440株 保有者数 1名	新株予約権の数 4,200個 目的となる株式数 168,000株 保有者数 1名
	社外取締役	－	－
	監査役	－	－

(注) １．第１回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

(1) 対象新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同法第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

② 当社普通株式につき、行使価額以下を対価とする売買その他の取引が行われた場合（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

③ 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。

④ 当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。

⑵　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
⑶　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
⑷　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑸　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

２．第２回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
⑴　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
⑵　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
⑶　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑷　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑸　新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
①　令和元年８月１日から令和２年７月31日まで
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の４分の１
②　令和２年８月１日から令和３年７月31日まで
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の４分の２
③　令和３年８月１日から令和４年７月31日まで
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の４分の３
④　令和４年８月１日から行使期間の最終日まで
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて

３．平成30年４月11日付の株式分割（１株を20株に分割）及び平成30年10月１日付の株式分割（１株を２株に分割）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の企業価値の増大を図ることを目的として、将来の当社の取締役及び従業員向けのインセンティブ・プランとして税理士佐野比呂之氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」を設定しており、当社は本信託に基づき、佐野比呂之氏に対して、第４回新株予約権及び第５回新株予約権を発行しております。なお、令和元年８月１日付で受託者は弁護士松葉和久氏へ変更されております。

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日	平成30年２月28日	平成30年２月28日
新株予約権の数	2,500個	5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　100,000株 (新株予約権１個につき　40株)	普通株式　200,000株 (新株予約権１個につき　40株)
新株予約権の払込金額	１個当たり　１円	１個当たり　１円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　38,000円 (１株当たり　950円)	新株予約権１個当たり　38,000円 (１株当たり　950円)
権利行使期間	令和２年８月１日から 令和10年３月８日まで	令和３年８月１日から 令和10年３月８日まで
行使の条件	(注) １	(注) ２

(注) １．第４回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

⑴　新株予約権の割当を受けた者（以下「受託者」）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」）のみが本新株予約権を行使できることとする。

⑵　本新株予約権者は、令和元年10月期乃至令和３年10月期のいずれかの期において、当社損益計算書に記載された営業利益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。）の額が下記①乃至③に掲げる各水準を超過した場合に限り、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちそれぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」）の個数を上限として、権利を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

①　営業利益が1,000百万円を超過した場合　　行使可能割合：50％

②　営業利益が2,000百万円を超過した場合　　行使可能割合：75％

③　営業利益が4,000百万円を超過した場合　　行使可能割合：100％

2．第５回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

⑴　新株予約権の割当を受けた者（以下「受託者」）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」）のみが本新株予約権を行使できることとする。

⑵　本新株予約権者は、令和２年10月期乃至令和４年10月期のいずれかの期において、当社損益計算書に記載された営業利益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。）の額が下記①乃至③に掲げる各水準を超過した場合に限り、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちそれぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」）の個数を上限として、権利を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

①　営業利益が3,000百万円を超過した場合　　行使可能割合：50％

②　営業利益が4,000百万円を超過した場合　　行使可能割合：75％

③　営業利益が5,000百万円を超過した場合　　行使可能割合：100％

3．平成30年４月11日付の株式分割（１株を20株に分割）及び平成30年10月１日付の株式分割（１株を２株に分割）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

また、当社は、平成31年２月１日開催の取締役会において、成長機会を迅速かつ機動的に捕捉するためのM&A及び資本業務提携に関わる資金調達を目的に、第三者割当による第６回新株予約権及び第７回新株予約権（行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付）の発行を決議し、平成31年２月18日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了しております。当該新株予約権の発行の概要は以下のとおりであります。なお、第６回新株予約権（行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付）については、令和元年７月12日に全ての行使が完了しております。

	第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日	平成31年２月１日	平成31年２月１日
新株予約権の数	6,090個	2,610個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　609,000株 (新株予約権１個につき　100株) (注)１	普通株式　261,000株 (新株予約権１個につき　100株) (注)１
新株予約権の払込金額	１個当たり　846円	１個当たり　683円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	（注）２、３、４、５	（注）２、３、４、５
権利行使期間	平成31年２月19日から 令和２年２月18日まで	平成31年２月19日から 令和２年２月18日まで
行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	各本新株予約権の一部行使はできない。

（注）１．第６回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
本新株予約権は、行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付新株予約権であります。第６回行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

⑴　本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式609,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、（注）１．⑵乃至⑷により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

⑵　当社が（注）４．の規定に従って行使価額（（注）２．⑵に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）４．に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

⑶ 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る（注）４．⑵、⑸及び⑹による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

⑷ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、（注）４．⑵⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

２．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

⑴ 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

⑵ 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初3,300円とする。

３．行使価額の修正

⑴ 本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が（注）３．⑵に定める下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

⑵ 「下限行使価額」は、当初3,300円とする（但し、（注）４．の規定を準用して調整される。）。但し、当社は平成31年２月19日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）。（注）３．⑵に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、(i) 1,638円又は (ii) 当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。

4．行使価額の調整

⑴　当社は、当社が本新株予約権の発行後、（注）4．⑵に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

⑵　行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①　（注）4．⑷②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②　株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③　（注）4．⑷②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は（注）4．⑷②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(注) 4．⑷②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ (注) 4．⑵①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注) 4．⑵①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

⑶ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑷① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(注) 4．⑵⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

⑸ (注) 4．⑵の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑹　（注）４．⑵の規定にかかわらず、（注）４．⑵に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が（注）３．⑴に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、（注）４の他の規定にかかわらず、（注）４に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が（注）３．⑵に基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。

⑺　行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、（注）４．⑵⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

５．権利の行使に関する事項について所有者との間の取決め内容

＜所有者による行使制限措置＞

⑴　当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同規程施行規則第436条第１項乃至第５項の定めに基づき、暦月の１ヶ月間において割当日の上場株式数の10％を超える行使を行わないこと（当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の１ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。）について、本新株予約権の所有者による行使を制限するよう措置を講じております。

⑵　本新株予約権が残存する限り、当社は、所有者の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意しております。但し、（ⅰ）当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、（ⅱ）本新株予約権買取契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、（ⅲ）当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。）、並びに（ⅳ）株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

6．行使停止条項の内容

当社は、本新株予約権買取契約に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は本新株予約権者に対し、当該期間の初日から遡って２取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、当社は本新株予約権者に対し、失効日から遡って２取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

7．当社の株券の売買について所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8．当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9．その他投資者の保護を図るため必要な事項

本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められております。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権買取契約に定められた所有者の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

（注）１．第７回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権は、行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付新株予約権であります。第７回行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

⑴　本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式261,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、（注）１．⑵乃至⑷により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

⑵　当社が（注）４．の規定に従って行使価額（（注）２．⑵に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）４．に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

⑶　調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る（注）４．⑵、⑸及び⑹による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

⑷　割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、（注）４．⑵⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

２．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

⑴　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

⑵　本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初8,000円とする。

３．行使価額の修正

⑴　本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が（注）３．⑵に定める下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

⑵　「下限行使価額」は、当初8,000円とする（但し、（注）４．の規定を準用して調整される。）。但し、当社は平成31年２月19日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）。（注）３．⑵に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、(i) 1,638円又は (ii) 当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。

4．行使価額の調整

⑴　当社は、当社が本新株予約権の発行後、（注）4．⑵に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

⑵　行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①　（注）4．⑷②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

　調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②　株式の分割により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③　（注）4．⑷②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は（注）4．⑷②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(注) 4．⑷②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ (注) 4．⑵①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注) 4．⑵①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

⑶ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑷① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(注) 4．⑵⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

⑸ (注) 4．⑵の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑹ (注) 4．⑵の規定にかかわらず、(注) 4．⑵に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注) 3．⑴に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、(注) 4の他の規定にかかわらず、(注) 4に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が(注) 3．⑵に基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。

⑺ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注) 4．⑵⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5．権利の行使に関する事項について所有者との間の取決め内容

＜所有者による行使制限措置＞

⑴ 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同規程施行規則第436条第１項乃至第５項の定めに基づき、暦月の１ヶ月間において割当日の上場株式数の10％を超える行使を行わないこと（当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の１ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。）について、本新株予約権の所有者による行使を制限するよう措置を講じております。

⑵ 本新株予約権が残存する限り、当社は、所有者の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意しております。但し、(ⅰ)当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(ⅱ)本新株予約権買取契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(ⅲ)当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。）、並びに(ⅳ)株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

6．行使停止条項の内容

当社は、本新株予約権買取契約に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は本新株予約権者に対し、当該期間の初日から遡って２取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、当社は本新株予約権者に対し、失効日から遡って２取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

7．当社の株券の売買について所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8．当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9．その他投資者の保護を図るため必要な事項

本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められております。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権買取契約に定められた所有者の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規範」等を定める。

(b) 取締役は、当社に関して重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

(c) 監査役は、『監査役監査規程』に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

(d) 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定めるとともに、社内通報窓口を設置する。また、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務の執行に係る決定に関する記録・稟議書については、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理する。保存されている書類は取締役及び監査役の要求に応じて、閲覧可能な状態にする。

③ 当社のリスク管理に関する規程その他の体制

(a) 「リスク管理規程」に基づきリスクの発生を未然に防止する。

(b) 万が一、リスクが発生した場合においても定められた初期対応に関する規程に基づき被害（損失）の極小化を図る。

(c) リスク管理を網羅的・統括的に行うため、全社統括部門を設置し、周知徹底を図る。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役は取締役会にて、法令・定款・社内規程の定めの事項に関わる重要な意思決定事項を協議し決定する。

(b) 社外取締役の招聘により、経営の透明性と公正な意思決定をより強化する。

(c) 職務分掌及び職務権限を明確にし、事業執行については、各事業執行部門へ権限を委譲することにより意思決定の迅速化を図ると共に、取締役は事業執行責任者に委ねた事業執行の監督を行う。

(d) 取締役会の下部組織として、取締役及び事業執行責任者等で構成される経営会議等を設置し、取締役会から委譲された範囲内で事業執行に関する重要事項の審議を行い、意思決定の適正化と迅速化を図る。

(e) 取締役会は、当社および当社の関係会社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各事業執行部門の責任者に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) コンプライアンス（企業倫理・法令遵守）を含むCSR（Corporate Social Responsibility）を推進するために制定された『コンプライアンス規範』の展開・浸透・定着を図るための推進担当部門を設置し、グループ全体のコンプライアンス統括責任者たる経営管理本部長を筆頭に、『コンプライアンス規範』の啓蒙・教育・促進を図る。さらに、コンプライアンス違反に関する通報・相談の窓口としての”ホットライン”を活用し、コンプライアンスの充実を図る。

(b) 米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）、金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」及び「資産の保全」を狙いとした内部統制の仕組を構築し、ビジネスプロセスの運用に努める。

(c) 内部監査部門を設置し、経営諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、助言・指導を実施する。

⑥ 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) グループ全体の運営管理及び内部統制の実施に関しては、当社各事業執行部門長がこれを管理し、全般的事項に関しては当社経営管理本部長及び当社取締役会がこれを担当するものとする。

(b) グループ会社の管理については、『関係会社管理規程』を定め、グループ全体の業務の適正を確保する。当社経営管理本部長は、関係会社に対し、定期又は臨時に関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を求め、取締役会に報告する。

(c) 関係会社の損失の危険については、『関係会社管理規程』等に基づき、当社経営管理本部長が原則毎年１回以上、定期又は臨時に実地監査を行う。

(d) 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社は、『関係会社管理規程』を定期に見直すと共に、当社経営管理本部長が関係会社の管理監督を行い、必要な報告を求める。

(e) 当社取締役会は、関係会社各社の独立性を尊重しながら、グループ全体のコンプライアンスに関して、統括推進する体制を構築し、横断的な管理を行うものとする。

また、当社経営管理本部長は、グループ全体のコンプライアンス統括責任者として、関係会社各社のコンプライアンス及び内部統制の状況について、必要の都度、当社取締役会に報告するものとする。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の求めがある場合、監査役の職務執行を補助する使用人を置く。当該使用人は、監査役に専属してその指揮命令に従うものとし、他の業務を一切兼任させない。その人事評価は監査役が行い、異動・懲戒については、監査役の事前の同意を必要とする。

⑧ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 当社取締役、関係会社取締役及びこれらの使用人等は、法令に違反する事実、当社及び当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役又は監査役会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

(b) 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

(c) 当社経営管理本部長は、関係会社の取締役ならびに監査役、使用人から報告を受けた場合、速やかに当社取締役会に報告し、当該事実に関する事項を整理し当社監査役に報告をしなければならない。但し、当社取締役が不正に関与している等、諸事情に鑑み当社取締役会に第一次的に報告をすることが適切ではないと思料したときは、当該事実に関する事項を当社監査役に報告しなければならない。

⑨　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)　監査役が状況に応じた厳正な監査を実施できるよう、監査役が重要な会議に出席できるようにするほか取締役等と定期的に意見交換が行えるようにする。また、監査役が重要な決裁書類等を閲覧できるようにする。

(b)　監査役が、会計監査人及び内部監査部門との相互連携が重要であるとの認識の下、定期的な打ち合わせ等による三者間での情報及び課題の共有化を通じて、効果的な監査を実施することができるようにする。

⑩　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保するとともに、監査役から、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求があったときは、速やかにこれに応じる。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役間の活発な意見交換に基づく業務執行の相互監視が重要であるとの認識の下、取締役会はもちろん、経営会議等の機会を有効活用し、意思決定及び監督の実効性並びに職務の適正の確保に努めております。当事業年度は、取締役会は17回、経営会議は平均して週１回のペースで行われました。それ以外にも、取締役間の情報共有・意見交換は社内通信ネットワーク等を通じて日常ベースで頻繁に行われており、取締役の業務執行に不適切な点がないかを随時検証しております。また、経営会議や各事業執行部門への権限委譲を進めることにより、意思決定の迅速化を図っております。

リスク管理に関しては、「リスク管理規程」に基づきリスクの発生を未然に防止するとともに、代表取締役社長ＣＥＯを委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、利害関係人との取引などの審査を行っております。

また、監査役は、内部監査担当者その他関係各部署と連携し、日常的に各部署に対する監査を行っております。監査役は、経営会議やその他の重要会議にも出席しており、取締役との連携を通じて業務の適正の実効性担保に努めております。

さらに、「コンプライアンス規範」の展開・浸透・定着を実現すべく、リスク管理・コンプライアンス委員会において、定期的にコンプライアンス施策の確認等を実施するほか、法務部が全社に対し研修を行い、会社全体のコンプライアンス意識の向上に努めております。

内部通報制度については、「内部通報規程」に基づく厳格な運用が不可欠であるとの認識の下、随時監査役及び外部弁護士が関与し、適正な運用に努めております。

反社会的勢力の排除については、法務部及び特定の部署において、会社と関係する当事者（顧客・取引先・委託先等）につき、関係構築に際して事前確認を行うと同時に、これらの者について継続的にフォローを行うことにより、会社と反社会的勢力が関係を持つことのないよう努めております。また、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関とも緊密な連携関係を維持することにより、反社会的勢力による不当要求に対処する体制を構築しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 平成30年11月1日から 令和元年10月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	100,000	1,710,622	624,975	△3,992	2,431,605
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,056,809	1,056,809			2,113,618
親会社株主に帰属する当期純利益			510,213		510,213
自己株式の取得				△347	△347
株式交換による増加		699,485		3,992	703,478
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	1,056,809	1,756,294	510,213	3,644	3,326,963
当連結会計年度末残高	1,156,809	3,466,917	1,135,189	△347	5,758,568

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	－	－	987	2,432,592
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				2,113,618
親会社株主に帰属する当期純利益				510,213
自己株式の取得				△347
株式交換による増加				703,478
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△3,750	△3,750	1,430	△2,319
当連結会計年度変動額合計	△3,750	△3,750	1,430	3,324,643
当連結会計年度末残高	△3,750	△3,750	2,418	5,757,236

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	４社
・主要な連結子会社の名称	リーガル賃貸保証株式会社 イタンジ株式株式会社 Renosy Finance 株式会社 イエスリノベーション株式会社
・連結の範囲の変更 （新規）	・株式の取得及び簡易株式交換により１社増加 イタンジ株式会社 ・株式の取得により２社増加 リーガル賃貸保証株式会社 イエスリノベーション株式会社 ・新規設立により１社増加 Renosy Finance 株式会社

⑵ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、イエスリノベーション株式会社の決算日は11月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

⑶ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) その他有価証券

・時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

(b) たな卸資産

・販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
・未成工事支出金	個別法による原価法を採用しております。
・貯蔵品	主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	２年～20年

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

(c) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) アフター保証引当金

アフター保証が付帯された契約について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

(c) 保証履行引当金

家賃保証の保証履行による損失に備えるため、当連結会計年度の末日における将来の損失発生見込額を計上しております。

(d) 転貸損失引当金

転貸支出が賃貸収入を上回る部分について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して個別契約ごとに損失見込額を計上しております。

(e) 空室損失引当金

空室保証による損失リスクに備えるため、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a)　繰延資産の処理方法

・株式交付費	支出時に全額費用処理としております。
・社債発行費	支出時に全額費用処理としております。

(b)　消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税額のうち、固定資産に係るものは、投資その他の資産に計上し、５年間で均等償却を行っております。

(c)　のれんの償却方法及び償却期間　　のれんの償却については、８年間の定額法により償却を行っております。

２．追加情報

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

販売用不動産	120,761千円
長期預金	10,000千円
計	130,761千円

②　担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	39,236千円
長期借入金	120,101千円
計	159,337千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　　117,541千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　9,432,855株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

⑶ 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　671,440株

5．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。長期預金は、定期積金と定期預金であり、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主にM＆A資金及びシステム開発投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経営管理本部が資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

令和元年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	4,279,181	4,279,181	－
⑵　売掛金	37,733		
貸倒引当金（※）1	△4,113		
	33,620	33,620	－
⑶　長期預金	22,900	22,897	△2
⑷　敷金及び保証金	617,936	618,651	714
資産計	4,953,639	4,954,351	712
⑴　短期借入金	100,000	100,000	－
⑵　未払金	640,555	640,555	－
⑶　長期借入金（※）2	2,914,720	2,886,322	△28,397
負債計	3,655,275	3,626,878	△28,397

（※）1．売掛金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2．長期借入金は１年内返済予定の長期借入金を含みます。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　長期預金

長期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

⑷　敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

⑴　短期借入金、⑵　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

・非上場株式（連結貸借対照表計上額 193,165千円）については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　610円08銭

⑵　１株当たり当期純利益　56円95銭

7．重要な後発事象に関する注記

（重要な子会社の設立）

当社は、令和元年11月18日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、同日に下記のとおり株式会社RENOSY X（以下、「RENOSY X」という。）を設立いたしました。

1．設立の目的

近年、住宅ストックは世帯数を上回り、空き家の数も一貫して増加が続くなど、住生活を取り巻く環境が大きく変化してきております。そのような事業環境の下、わが国の中古住宅の流通活性化は国としての課題となっています。政府は、新築偏重の住宅政策を見直し、中古住宅の流通・リフォーム市場規模を約10年で２倍の20兆円へ拡大するなど、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く使う」社会への移行を目標とし、中古住宅の流通促進に取り組んでいます。従来のアナログな不動産取引には、大きく２つの課題があります。一つは、顧客とサービス提供者に情報の非対称性があり、透明性の高い取引が行われていないことです。もう一つは、企業を跨いだ多数の関係者が情報共有をしながら取引を進めるため、コミュニケーションにおけるテクノロジー活用が遅れていることです。こうした課題に対して、「RENOSY X」は、不動産取引に関わる関係者を繋ぐ各種プラットフォームサービスを提供することで、不動産市場の信頼性・透明性を高め、不動産取引の円滑化、活性化に貢献することを目的として設立しました。

2．設立した子会社の概要

⑴　商号	株式会社RENOSY X
⑵　本店所在地	東京都港区六本木三丁目２番１号 住友不動産六本木グランドタワー40F
⑶　代表者	代表取締役　橋本　健郎 （株式会社 GA technologies　執行役員ＣＡＯ）
⑷　主な事業内容	・住宅ローン申し込みプラットフォームサービス「ＭＯＲＴＧＡＧＥ　ＧＡＴＥＷＡＹ　ｂｙ　ＲＥＮＯＳＹ（モーゲージ ゲート ウェイ バイ リノシー）」の運営 ・ 不動産取引における登記手続きプラットフォームサービス 「ＲＥＧＩＳＴＲＹ　ＧＡＴＥＷＡＹ　ｂｙ　ＲＥＮＯＳＹ（レジストリー ゲート ウェイ バイ リノシー）」の運営 ・ 不動産取引業におけるIT活用コンサルティング
⑸　資本金	50,000千円
⑹　設立年月日	令和元年11月18日
⑺　出資比率	当社100％
⑻　決算期	10月31日

（株式取得及び簡易株式交換による企業結合）

当社は、令和元年12月９日の取締役会において、株式会社 Modern Standard（以下、「MS社」という。）の株式を取得し、その後、当社を完全親会社、MS社を完全子会社とする簡易株式交換の実施について決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。なお、同日付で株式取得の手続が完了し、MS社の株式67％を取得しております。

１．企業結合の概要

⑴　被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称	株式会社 Modern Standard
事業内容	高級賃貸サイト「Modern Standard」の運営

⑵　企業結合の目的

MS社は、業界最高水準（※）の会員数（７万人）を有する高級賃貸サービスサイトを運営し、同サービスの売上は業界トップレベル（※）となっており、これまで都心の高級賃貸市場を牽引してまいりました。また、同社はいわゆる富裕層と、高所得者を中心としたユーザーを獲得しております。

当社はこれまで、不動産テック総合ブランドの「RENOSY（リノシー）」内で、テクノロジーを活用した中古不動産の売買を中心に、リノベーション、不動産投資などのサービス提供を行ってまいりました。その中で、当社は、「賃貸」サービスを不動産と個人との初めての重要な接点であると考え、令和元年９月にグループ会社のイタンジ株式会社からセルフ内見型お部屋探し（賃貸）サイト「OHEYAGO（オヘヤゴー）」のサービス提供を開始いたしました。

そして、MS社の当社グループ参画を機に、短期的には不動産テック総合ブランド「RENOSY（リノシー）」と高級賃貸サイト「Modern Standard」を連携させることで、クロスセルを通じた両社間のサービス提供機会の拡大を狙います。

さらに、中長期的には当社の企業理念である「テクノロジー × イノベーションで、人々に感動を。」をコンセプトに、首都圏を中心とした高所得者向けPropTechサービスの提供を開始していく予定です。

これにより、世界の主要都市と比べ比較的安価であると言われている東京の不動産の資産価値向上に寄与してまいります。

※MS社調べ

⑶ 企業結合日

① 株式取得日：令和元年12月９日

② 株式交換日：令和２年１月15日

⑷ 企業結合の法的形式

当社を完全親会社とし、MS社を完全子会社とする株式取得及び株式交換

① 株式取得：現金を対価とする株式取得

② 株式交換：当社の普通株式を対価とする簡易株式交換

⑸ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑹ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	－％
現金対価により取得した議決権比率	67.0%
株式交換により追加取得した議決権比率	33.0%
取得後の議決権比率	100.0%

⑺ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がMS社の議決権の100％を取得する株式譲渡契約及び株式交換契約を締結したことによるものです。

２．被取得企業の取得原価、対価の種類ごとの内訳及び支払資金の調達方法

取得の対価	現金	1,000,000千円
取得の対価	株式交換により交付する当社の普通株式の時価	500,000千円
取得原価		1,500,000千円

株式取得に要する支払資金は、銀行借入により調達しました。

3．株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

⑴　株式の種類別の交換比率

MS社の普通株式１株に対して、当社の普通株式1,861.37株を割り当てます。

	当社 （株式交換完全親会社）	MS社 （株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	1,861.37

⑵　株式交換比率の算定方法

当社については、上場会社であり、市場株価が存在することから、市場株価法によるものとしております。なお、令和元年12月20日を基準日とし、東京証券取引所マザーズ市場における基準日の当社終値を使用して算定をしております。

一方で、非上場会社であるMS社の株式価値については、公正性及び妥当性を確保するため、独立した第三者機関に算定を依頼し、その算定結果を踏まえ、当事者間で慎重に協議のうえ決定をいたしました。

⑶　交付株式数

本株式交換に際して、当社が交付する当社の普通株式は、122,850株であります。

4．主な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

6．企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

7．取得原価の配分

識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。

株主資本等変動計算書

（平成30年11月1日から令和元年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	－	1,710,622	1,710,622	629,125	629,125	△3,992	2,435,755
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	1,056,809	1,056,809		1,056,809				2,113,618
当期純利益					677,682	677,682		677,682
自己株式の取得							△347	△347
株式交換による増加		498,348	201,137	699,485			3,992	703,478
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	1,056,809	1,555,157	201,137	1,756,294	677,682	677,682	3,644	3,494,431
当期末残高	1,156,809	1,555,157	1,911,759	3,466,917	1,306,807	1,306,807	△347	5,930,187

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	－	－	987	2,436,742
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				2,113,618
当期純利益				677,682
自己株式の取得				△347
株式交換による増加				703,478
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,750	△3,750	1,430	△2,319
当期変動額合計	△3,750	△3,750	1,430	3,492,112
当期末残高	△3,750	△3,750	2,418	5,928,855

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 資産の評価基準及び評価方法

(a) その他有価証券

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

(b) たな卸資産

・販売用不動産　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

・未成工事支出金　個別法による原価法を採用しております。

・貯蔵品　主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	２年～20年

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産　定額法を採用しております。

(c) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産　自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

(a) 株式交付費　支出時に全額費用処理としております。

(b) 社債発行費　支出時に全額費用処理としております。

④　引当金の計上基準

(a)　貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(b)　アフター保証引当金	アフター保証が付帯された契約について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。
(c)　転貸損失引当金	転貸支出が賃貸収入を上回る部分について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して個別契約ごとに損失見込額を計上しております。
(d)　空室損失引当金	空室保証による損失リスクに備えるため、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

⑤　その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税額のうち、固定資産に係るものは、投資その他の資産に計上し、５年間で均等償却を行っております。

２．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

販売用不動産	120,761千円
長期預金	10,000千円
計	130,761千円

②　担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	39,236千円
長期借入金	120,101千円
計	159,337千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　117,370千円

⑶　関係会社に対する金銭債権、債務

①　短期金銭債権	91,634千円
②　長期金銭債権	－千円
③　短期金銭債務	221,352千円
④　長期金銭債務	－千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	4,508千円
営業取引以外の取引による取引高	1,341千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	99株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,664千円
資産除去債務	92,332
未払事業税	19,712
未払事業所税	1,962
アフター保証引当金	5,215
空室損失引当金	19,293
その他	4,094
繰延税金資産小計	145,276
評価性引当額	△96,834
繰延税金資産合計	48,442
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△87,849
繰延税金負債合計	△87,849
繰延税金負債の純額	△39,406

7．関連当事者との取引に関する注記

（1） 子会社及び関連会社等 （単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容（注）	取引金額	科目	期末残高
子会社	イタンジ株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	資金の借入	350,000	短期借入金	216,783
				資金の返済	133,216		
子会社	イエスリノベーション株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	増資の引受	40,000	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

・資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

・当社がイエスリノベーション株式会社の行った第三者割当増資を１株につき400千円で引き受けたものです。

（2） 役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等 （単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容（注）2	取引金額（注）1	科目	期末残高
役員及びその近親者	樋口 龍	被所有 直接 40.3% 間接 19.7%	当社代表取締役社長	販売用不動産の販売	293,612	－	－
				仲介手数料の受領	15,911	－	－
役員及びその近親者	清水 雅史	被所有 直接 2.1%	当社専務取締役	販売用不動産の販売	109,790	－	－
役員及びその近親者	樋口 大	被所有 直接 1.1%	当社取締役	販売用不動産の販売	99,043	－	－
役員及びその近親者	野口 真平	－	当社執行役員	販売用不動産の販売	19,709	－	－

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

・販売用不動産の販売については、市場価格等を勘案し、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。

・不動産売買の仲介手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

8．1株当たり情報に関する注記

⑴	1株当たり純資産額	628円28銭
⑵	1株当たり当期純利益	75円65銭

9．重要な後発事象に関する注記

（重要な子会社の設立）

当社は、令和元年11月18日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、同日に株式会社RENOSY Xを設立いたしました。

詳細は「連結計算書類　連結注記表　7．重要な後発事象に関する注記（重要な子会社の設立）」に記載されているため、注記を省略しております。

（株式取得及び簡易株式交換による企業結合）

当社は、令和元年12月9日の取締役会において、株式会社 Modern Standard（以下、「MS社」という。）の株式を取得し、その後、当社を完全親会社、MS社を完全子会社とする簡易株式交換の実施について決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。なお、同日付で株式取得の手続が完了し、MS社の株式67%を取得しております。

詳細は「連結計算書類　連結注記表　7．重要な後発事象に関する注記（株式取得及び簡易株式交換による企業結合）」に記載されているため、注記を省略しております。

10．その他の注記

該当事項はありません。